
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目の検討

本資料の目的

1. 時価の定義及びガイダンスに関しては、国際的な会計基準との整合性を確保する観点から、まずは IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）における時価の定義及びガイダンスに関する内容のうち開発する新基準の範囲に含まれる内容をすべて取り入れることとし、そのうえで実務に配慮することが考えられる項目がある場合には、別途の取扱いの定めを設ける等、当該項目への対応について追加的に検討することとしている。
2. 本資料では、IFRS 第 13 号の内容に加え、実務に配慮することが考えられる項目について審議を行うことを目的としており、第 133 回金融商品専門委員会（2018 年 9 月 11 日開催）及び第 392 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 12 日開催）における審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

検討すべき項目

3. 今回の審議にあたっては、これまでの審議において聞かれた以下の項目について検討を行う。
 - (1) その他有価証券の時価としての期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額（以下「月中平均価額」という。）の使用
 - (2) 第三者から入手した価格を利用する際の評価

ディスカッション・ポイント

第 3 項に挙げた項目の他に、時価の定義及びガイダンスについて実務に配慮することが考えられる項目があれば、ご意見を頂きたい。

その他有価証券の時価としての月中平均価額の使用

(前回提示した分析及び提案)

- これまでの審議では、月中平均価額は、IFRS 第 13 号における公正価値の定義を満たさないものの、現行の日本基準と同様に、その他有価証券に対する月中平均価額の使用を例外的に認めるべきであるとの意見が聞かれた一方、時価について IFRS 第 13 号との整合性を図ることを前提とするならば、その他有価証券に対する月中平均価額の使用が認められないことは理解できるとの意見も聞かれている。
- なお、これまでの審議にて求められた月中平均価額を用いている企業のその属する業種内に占める割合について、我が国の上場企業におけるその他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価としての月中平均価額の使用は、次のとおりであり¹、金融・保険業に多くみられるものの、その他の業種への広がりは限定的である。

業種	月中平均価額の 使用上場企業数	上場企業数	上場企業の 使用割合	備考
建設業	4	167	2.4%	
製造業	34	1,462	2.3%	※2
運輸・情報通信業	6	532	1.1%	
商業	12	672	1.8%	※1、※2
金融・保険業	27	177	15.3%	※1、※2
不動産業	2	125	1.6%	
サービス業	4	426	0.9%	
その他の業種合計	1	42	2.4%	
総計	90	3,603	2.5%	

※1：EDINET で抽出した月中平均価額を使用している非上場企業（上場企業の連結子会社を含む。）は、上表に含めていない。また、保険相互会社についても、月中平均価額を使用している企業があるが、上表に含めていない。

※2：IFRS 任意適用企業で個別財務諸表にのみ月中平均価額を使用している企業も上表に含めている。

- まず、その他有価証券の貸借対照表価額に用いる時価については、現行の日本基準に

¹ EDINET で 2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までに提出された有価証券報告書のうち、月中平均価額を使用している企業を抽出し、上場企業（企業グループ）を基礎として集計している。また、業種は証券コード協議会の大分類を使用している。

なお、上場企業及び保険相互会社において、その他有価証券の減損処理について月中平均価額を用いていることを開示しているのは 1 社、その他有価証券の換算において期末前 1 か月の平均相場を使用していることを開示しているのは 1 社であった。

において、その他有価証券の時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、例外的に月中平均価額の選択が認められているが、月中平均価額は IFRS 第 13 号の公正価値の定義と合致しないため、この使用を認める場合には、国際的な会計基準との整合性が図られないこととなると考えられ、また、財務諸表の比較可能性を損なわせる可能性があると考えられる。

7. なお、現行の日本基準における外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場については、決算時の時価として月中平均価額を用いる場合に、期末前 1 か月間の平均相場と決算時の直物為替相場の選択適用が認められている。この点、外貨建取引実務指針の結論の背景において、決算時の時価として月中平均価額を用いることは、その他有価証券に係る時価変動の影響を緩和する観点から認められたものであると考えられるため、決算時の時価として月中平均価額を用いる場合には原則として期末前 1 か月間の平均相場により換算することとしたとされている（外貨建取引実務指針第 55 項）²。

そのため、その他有価証券の貸借対照表価額について月中平均価額を用いることを認めない場合には、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前 1 か月間の平均相場の使用も認めないことが考えられる。

8. 次に、現行の日本基準におけるその他有価証券の減損処理は、その他有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き求められるものであるが、この考え方は、取得原価評価における時価の下落等に対する対応方法として妥当であるとされている（金融商品会計基準第 20 項及び第 83 項）。

ここで、減損処理においては、時価のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合には、「著しく下落した」ときに該当するとされ、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行うこととされている。それ以外の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断することとされている（金融商品実務指針第 91 項）。

9. 前項の著しく下落したときに用いられる時価は時価のある有価証券に対する減損判定

² また、現行の日本基準において、金融商品の換算に用いる決算時の直物為替相場として、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができるとされている（「外貨建取引等会計処理基準注解」（注 8））。これについては、無条件に認められているのではなく、決算日前後の為替相場の変動状況から判断して、決算日の直物為替相場が異常と認められる場合にのみ認められるとされている（外貨建取引実務指針第 11 項）。

のための1つのトリガーであり、企業によって「著しく下落した」ときの合理的な基準を設けることを認めているため、月中平均価額を「著しく下落した」ときの判定に使用することは、減損判定の趣旨を歪めるものでない場合は、直接的に否定されるものではないと考えられる。

10. 一方、金融商品会計基準では、「時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされており、仮に減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めた場合であっても、減損損失の算定は期末日における新基準に基づく時価によることとなる。両者が整合しないことについてどう考えるか。

(第133回金融商品専門委員会及び第392回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

11. 第133回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。
 - (1) その他の有価証券の貸借対照表価額として月中平均価額を使うという考え方も否定されないと考えているが、時価の定義との整合性を重視し貸借対照表価額に月中平均価額を認めないのであれば、減損の判定基準に用いる価額としてのみ月中平均価額を認める考え方は理解できる。その場合、減損の判定基準に使う価額と貸借対照表価額とが異なることとなる点は、やむを得ないと考える。
 - (2) 複雑性が増すため、時価について複数の取扱いを認めるべきではなく、事務局提案のようにその他の有価証券の貸借対照表価額は算定日の時価とするべきと考える。その上で、減損の判定基準に用いる価額を必ずしも算定日の時価としなければならないというものではないと考える。ただし、減損損失を認識する場合でも、減損後の貸借対照表価額は算定日の時価であるべきである。
 - (3) 貸借対照表価額と減損の判定基準に用いる価額を、切り分けて考えている。減損の判定基準に用いる価額と減損後の貸借対照表価額とが異なるという点については、致し方ないと考える。
 - (4) 事務局提案に賛成する。減損の判定基準に用いる価額はあくまでトリガーであるため、減損の判定基準に用いる価額と減損後の貸借対照表価額が乖離しても差し支えないと考える。
 - (5) わかりやすさの観点から、減損の判定基準に用いる価額も含めて、すべて測定日の時価を用いるべきと考える。
 - (6) 月中平均価額をその他の有価証券の貸借対照表価額として認めた際の議論では、

急激な市況の変動を緩和するという理由があったと理解している。これを踏まえると、月中平均価額を貸借対照表価額として使うことも検討の余地があるのではないか。

(7) 本件の審議対象は、時価の算定と開示であり、減損処理を定めるものではないと考えられるため、本論点については金融商品会計基準の見直しの際に検討してはどうか。

12. 第 392 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。

(1) その他の有価証券の貸借対照表価額について、月中平均価額の使用も認めてよいのではないかと考えるが、算定日の時価とする事務局提案に強く反対するものではない。減損の判定基準に用いる価額として月中平均価額を用いることができるかという論点に関しては、現行の「金融商品に関する会計基準」をベースにすれば不適切と考える理由はないと考えられる。また、貸借対照表価額と減損損失の算定では別の方法を採用したとの説明が可能であると考えられるため、減損後の貸借対照表価額には月中平均価額を引き続き使用してもよいのではないかと考える。

(2) その他の有価証券の貸借対照表価額を算定日の時価とすることに賛成する。また、減損の判定基準に用いる価額には期末の一時点の瞬間的な価額を必ずしも用いるものではないため、月中平均価額の使用も認めることに賛成する。減損損失の算定においては期末時価を用いることが整合性の観点から良いと考える。

(3) 連続に価格が変動するような状況では、貸借対照表価額としての月中平均価額に何らかの意味を見出すことは難しく、また期末評価額と整合しないという点も踏まえると、減損の判定基準に用いる価額にも月中平均価額を認めず、すべてを算定日の時価で統一してもよいのではないかと考える。

(今回の追加的な分析及び提案)

13. 第 392 回企業会計基準委員会及び第 133 回金融商品専門委員会の審議では、事務局の提案である、その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いることを認めないこととし、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前 1 か月間の平均相場の使用も認めないことについて、貸借対照表価額につき月中平均価額を用いる余地がないかとの異論も聞かれたものの、貸借対照表価額に算定日の時価を用いることについて、その他は大きな異論はなかったものと考えられる。

14. また、金融商品会計基準に記載のある減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めた場合であっても、減損損失の算定は期末日における新

基準に基づく時価によるものとした場合、両者が整合しなかったとしても許容できるのではないかとの意見が聞かれた。

15. 第13項と第14項の意見を踏まえ、その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いること及び外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用を認めないこととしながらも、減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めたいうえで、減損損失の算定は期末日における時価によるものとするのが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

以下の点について、ご意見をいただきたい。

- その他有価証券の貸借対照表価額については月中平均価額を用いることを認めないこととし、外貨建その他有価証券の換算で用いる為替相場としての期末前1か月間の平均相場の使用も認めないこととすること。
- 減損判定の「著しく下落した」の判定に月中平均価額を使用することを認めること。
- 減損損失の算定は期末日における時価とすること。

第三者から入手した価格を利用する際の評価

(前回提示した分析及び提案)

16. これまでの審議における代替的な取扱いの提案に対して、適用が制約的で、実務において機能しないとの意見が多く聞かれたが、一方で、第三者から入手した価格の利用については、IFRS第13号と異なる別途の取扱いを明示的に定めるのではなく、重要性の適用を含む実務上の運用において対処すればよいとの意見も聞かれた。
17. これらの意見を踏まえ、事務局で再検討した結果、以下を理由として、原則として、第三者から入手した価格を時価の算定に用いる際に別途の取扱いを定めないことが考えられるかどうか。
- (1) 新基準では、IFRS第13号と同様に、時価のレベル別の残高のほか、評価技法及びインプット（レベル2、3のみ）及び評価プロセスの説明（レベル3のみ）の開示を行うことを提案している。一定の要件のもとで第三者から入手した価格が新基

準に従って形成されていると企業が判断することを求めない別途の取扱いを定めた場合、これらの開示を行うのに必要な情報が十分に入手できず、適切な開示がなされない可能性があると考えられる。

- (2) 以前の審議にて聞かれた意見のとおり、第三者から入手した相場価格を使用する際でも、時価の算定に係る責任は原則として当該価格を使用する企業にあると考えられる。新基準においても、当該価格を使用する際には、その価格が新基準に従って形成されているとの企業の判断が要件とされている。一定の要件のもとで第三者から入手した価格が新基準に従って形成されていると企業が判断することを求めない別途の取扱いを設ける場合、その趣旨に反する可能性があると考えられる。
18. 第 17 項の理由により、一般的にその事業目的として日々市場で取引を行っている金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）については別途の取扱いを定めないことが考えられる。しかしながら、金融業を営まない一般事業会社は事業目的として日常的に市場をモニターしていない可能性が高いと考えられ、別途の取扱いの必要性を検討することが考えられる。
19. 以上から、第三者から入手した価格を時価の算定に用いる際に、金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）に対しては別途の取扱いを定めないが、一般事業会社に対して別途の取扱いの必要性を検討することが考えられるがどうか。

(第 133 回金融商品専門委員会及び第 392 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

20. 第 133 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。
- (1) 一般事業会社に第三者から入手した価格を利用する際の別途の取扱いを認める件について、アウトリーチでは金融機関からも実務上の困難さが聞かれており、対応が困難だと言うことだけでは理由にならないのではないか。IFRS 第 13 号には一般事業会社への特例はないため、それを認めるためには日本基準独自の理由が必要ではないか。
- (2) 第三者から入手した価格を利用する際の評価について、金融機関に対してより高い期待があることは理解しており、一般事業会社に対し配慮が必要であるということには同意する。ただし、基準上に明確に規定できるか疑問である。
- (3) 本質的には重要性に関する議論と考えており、結論の背景に記載するにとどめ、実務で対応すべき論点と考える。
- (4) 会計基準で対応すべきものでもないという考え方も理解できるが、作成者や監査

人の立場からは、作成責任を果たせたかの判断に有用であるため、一般事業会社に対して別途の取扱いの必要性を検討することを通じて、何らかの目線を示すことを検討してはどうかと考える。

- (5) 財務諸表作成者が、金融商品のリスクや評価方法について、理解すべきではあるが、実務上の困難さがある。また、より詳細な情報の提供はブローカーから拒否される可能性もある。

21. 第 392 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。

- (1) 一般事業会社においてもブローカー価格を用いるのであれば、金融機関と同じルールが適用されるべきであり、一般事業会社のみにも例外的な取扱いを定めることに反対する。

- (2) ブローカー価格の利用にあたって時価の要件を満たすかどうかの企業の判断を求めるとすると、事実上ブローカー価格を使う意義が失われると考えられるため、提案に強く反対する。IFRS 第 13 号の規定がそのまま導入される場合には相当なコストがかかると考えられ、投資方針にも影響する可能性もある。仮にこの提案を導入するとなった場合には、移行期間にも十分な配慮が必要であるほか、会計基準に沿って価格が形成されていると企業が判断するための具体的な例示を公開草案の段階から示すべきである。

- (3) 現在の日本では市場価格やブローカー価格を十分に検証する実務が必ずしもある訳ではないため、本提案を導入すると作成者間や監査法人間で運用に格差が生じる可能性があると考えられる。そのため、検証を行う上での目線等を示すことを検討すべきである。

(今回の追加的な分析及び提案)

22. IFRS 第 13 号では、第三者が提供する相場価格を企業が使用することを妨げないが、以下とされている。

- (1) 当該第三者が提供する相場価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていると企業が判断していることが条件である (IFRS 第 13 号 B45 項)。

- (2) 資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合には、第三者が提供する相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情報又は市場参加者の仮定を反映した評価技法を用いて形成されているかどうかを評価しなければならない (IFRS 第 13 号 B46 項)。

- (3) インプットとしての相場価格のウェイト付けを行う際には、相場の性質 (例えば、その相場が参考価格なのか拘束力のあるオファー価格なのか) を考慮に入れな

ればならず、第三者が提供する相場のうち、拘束力のあるオファー価格を表すものはウェイトを高くする（IFRS 第 13 号 B46、B47 項）。

- (4) なお、IFRS 第 13 号において第三者が提供する価格が基準に従って形成されているかの確認を行う際に、その価格の再計算を求めるような規定は存在しない。
23. 日本基準においても、金融商品実務指針で定める時価の算定方法等に準拠して入手又は算定された時価の提供を受けることが、それらに基づき金融商品の評価及び会計処理を行いうるこの前提条件であるとされているが、一方で、金融商品実務指針第 257 項及び第 259 項³にあるようにブローカー自身の属性に焦点が当てられる記載や金融商品 Q&A の Q15 にあるように提供された時価が基準で定める算定方法等に基づく時価と異なったとしても、時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠がなければ時価として利用できるという取扱いがあるなど、第三者がどのようにその価格を算定したかの確認の程度への要求水準を下げている定めが存在する。
24. 第 22 項及び第 23 項に記載のとおり、IFRS 第 13 号と現行の日本基準との間に第三者が提供する価格を利用する際の条件に差異があることから、新基準において IFRS 第 13 号と異なる別途の取扱いを定める必要性について議論を行っている。
25. まず、第 392 回企業会計基準委員会及び第 133 回金融商品専門委員会の審議では、現状では自社による時価の算定が困難であるためブローカー価格を利用しているが、その価格が基準に従って形成されていることを判断する場合、ブローカー価格を利用する意義がなくなるとの意見が聞かれ、また、その内容の検証として何をどこまで実施すれば良いのか分からない中、その検証に大きなコストが生じる恐れがあるとの理由で、強い反対意見が聞かれた。また、他にも仮に金融機関に対して別途の取扱いを定めないのであれば、ブローカー価格が新基準に沿って算出されていることの企業の判断について目線や例示等を示すべきとの意見があった。
26. 前項の意見に対応するためには、第三者から入手した価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する際には、通常、企業は以下のような確認を実施することが考えられ、その旨を結論の背景に例示してはどうか。なお、以下の(1)から(5)のうちどの項目の確認を実施するか、各々の項目についてどの程度確認するかについては、保有する金融商品の金額の重要性、複雑性も含めた性質等によることになると考えられる。

³ ここでは、ブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要であり、ブローカーの価格形成においてある一部の投資家の影響を強く受けている可能性やそのブローカーの都合が介在している可能性についても留意する必要があるとされている。

- (1) 当該第三者より、時価の算定に用いた評価技法とインプットの内容を入手する。
 - (2) 入手したインプットについて、算定日の市場の状況を表したものであるか、観察可能なものが優先して利用されているかを検討する。
 - (3) 入手した評価技法がそのインプットを十分に利用できる適切なものであるか検討する。
 - (4) 他の複数の第三者から基準に従って算定がなされていると期待される価格を入手し、当該第三者から入手した価格と比較し検討を行う。
 - (5) 当該第三者が過去に提示した価格と事後的に売却などが生じた場合のその出口価格とを比較し、大きな乖離がないか検討を行う（バックテスト）。
27. 次に、第 392 回企業会計基準委員会及び第 133 回金融商品専門委員会の審議における事務局からの一般事業会社に別途の取扱いを定めるとの提案に関しては、導入に困難さがある点は金融機関も同様であるという意見や重要性の問題であり実務で対応すべき内容であるという意見が多く聞かれた。一方で、金融機関に対してより高い期待があることは理解しており、一般事業会社に対し配慮が必要であることに同意するとの意見も聞かれた。
28. これらの意見を踏まえて再検討した結果、以下を理由として、一般事業会社に対してその保有するレベル 3 の金融商品については別途の取扱いを定めないが、ブローカー価格を利用しうるレベル 2 の金融商品については、例えば、当該第三者が客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であること、また、時価の区分がレベル 3 となるか否かの判断が可能な情報を第三者から入手できることを条件として、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているとみなすことができるものとすることが考えられる。
- (1) 新基準では一般事業会社が IFRS 第 13 号の開示項目を開示することの有用性とコストのバランスを検討した結果として、適用対象金融商品を貸借対照表上で時価評価されるレベル 3 の金融商品とすることを提案している(審議事項(2)-3 参照)。ここで、レベル 2 の商品についてもその価格が新基準に従って形成されているとの判断を実施すると、レベル 1 及び 2 の開示を免除したことと整合しないこととなる。
 - (2) レベル 2 の金融商品として観察可能な市場データに裏付けられるインプットを用いた金融商品（例として単純な金利スワップや先物為替予約があげられる。）については、通常、重要なインプットは全て観察可能であり、第三者による見積りの余地が少ないと考えられる。よって、その評価技法が十分なデータを利用できるもの

か、また、インプットを改めて算定日の市場を反映した優先順位が高いものから使用しているかを確認する必要性に乏しいと考えられる。

29. また、これまでの審議において一般事業会社に別途の取扱いを認める場合、金融機関も同様になるのではないかという意見も聞かれたが、一般論として以下の点で、金融機関と一般事業会社とでは置かれた環境が異なり、時価の検証体制に求められる精度やレベル2の金融商品に対して第三者から入手した価格を利用する必要性が異なるため、金融機関には第28項の別途の取扱いを定めることは適切ではなく、当該別途の取扱いを定めないことが考えられる。

(1) 多くの金融機関は金融商品の運用をその事業目的として実施しており、その時価の検証は事業において非常に重要な業務とされていること。また、監督当局による検査や外部監査においてもそれらの体制の整備が検討されていること。

(2) 第28項の別途の取扱いの対象となっているレベル2の金融商品として例示される単純な金利スワップや先物為替予約等は、金融機関においては自社で時価の算定がなされていることが多いと考えられる。

30. 以上から、第三者から入手した価格を利用する際の用いられた評価技法とインプットが算定日の市場の状況を表すものであるかどうかの確認に関して、金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）に対しては別途の取扱いを定めず、一方、一般事業会社には新基準における別途の取扱いとして、例えば、次のすべてを満たす場合、レベル2の金融商品については、第三者から入手した価格が新基準に従って形成されているとみなすことができるものとする別途の取扱いを定めることが考えられるかどうか。

(1) 価格を提供する第三者が客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であること。

(2) 当該時価の区分がレベル3となるか否かの判断が可能な情報（例えば、時価の算定に用いられたインプットが観察不能なものを含むか否か）を第三者から入手できること。

ディスカッション・ポイント

第三者から入手した価格を利用する際の評価に関して金融機関（及び一般事業会社において金融業を営む子会社）に対しては別途の取扱いを定めないが、一般事業会社に対しては別途の取扱いを定めることが考えられるかどうか

か、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

別紙 金融商品Q & A Q32の抜粋

市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券の減損処理

第91項

Q32 : 時価のあるその他有価証券について、減損処理に係る評価損計上に当たり、時価として「期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額」を適用することができるでしょうか。

A : その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とされていますが、継続適用を条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできるとされています（金融商品会計基準（注7））。

この取扱いは、洗替処理が前提となる評価差額を算定するためのものですが、減損処理に係る評価損を計上する場合にも、この選択・適用が認められます。減損処理においては、原則として、期末日の市場価格に基づく価額又は市場価格のないものについては合理的に算定された価額をもって時価としなければなりません。その他有価証券の貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価として適用している場合であり、かつ、継続適用している場合に限り、当該平均価額によることができるものと解されます。

なお、貸借対照表価額及び評価差額の算定に当たって平均価額を適用している会社が、減損処理を期末日の時価で行った場合に、減損処理を行ったその他有価証券について、当該決算期では、改めて平均価額に基づく時価をもって貸借対照表価額として評価差額を認識すべきではありません。したがって、平均価額に基づく時価の適用は、減損処理を行った翌期末（中間期末を含みます。）から行われることとなります。